

学校法人山陽学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人山陽学園と称する。

(事務所の所在)

第2条 この法人は、事務所を岡山市中区門田屋敷二丁目2番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、私立学校を設置して中等教育・高等教育及び幼児教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 山陽学園大学 大学院看護学研究科
看護学部 看護学科
総合人間学部 言語文化学科 生活心理学科
- 二 山陽学園短期大学 食物栄養学科 幼児教育学科
- 三 山陽女子高等学校 全日制課程 普通科
- 四 山陽女子中学校
- 五 山陽学園短期大学附属幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 11人以上 16人以下

二 監事 2人

(理事長)

第6条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 この法人の設置する学校の学長及び高等学校長の職にある者 2人以上 3人以下

二 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人以上 5人以下

三 学識経験者のうち理事会において選任した者 6人以上 8人以下

2 前項の第一号及び第二号の理事は、学長、高等学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の資格を失うものとする。

(専務理事)

第8条 理事（理事長を除く。）のうち1名を、専務理事とすることができる。専務理事は、理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事の職を解任するときも同様とする。

2 専務理事は、法人の事務に関し、理事会で決定した業務を処理する。

(理事会)

第9条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要す

る場合はこの限りでない。

- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の三分の二以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 前項の場合において、第10条第3項の規定による除斥のため三分の二に達しないときはこの限りでない。
- 10 理事会の議長は、理事長とする。
- 11 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成し、議長及び出席理事2名が署名捺印し、これを事務所に備えて置かなければならない。

(議 決)

- 第10条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
 - 3 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第11条 次に掲げる事項については、理事総数の三分の二以上の議決がなければならない。

- 一 予算及び事業計画、決算及び事業報告の認定、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、不動産の買受けに関する事項
- 二 予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄に関する事項
- 三 第39条第1項第二号及び第三号に掲げる事由による解散、並びにこの場合における残余財産の処分に関する事項
- 四 寄附金の募集に関する事項

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長たる理事以外の理事は、総てこの学校法人の業務について、この学校法人を代表しない。

(理事長の職務代理又は代行)

第13条 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した理事により、理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう。

(監事の選任)

第14条 監事は、この法人の理事、評議員又は教職員以外の者であつて、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の財産の状況を監査すること。
- 二 この法人の業務を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(親族関係者等の制限)

第16条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊な関係がある者が一人を超えて含まれることにはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれることにはならない。

- 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第17条 役員(第7条第1項第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)

の任期は四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(役員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了。
 - 二 辞任。
 - 三 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第20条 この法人に、評議員23人以上 33人以下を置く。但し、理事の二倍を超える数とする。

(評議員の選任)

第21条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 8人以上 10人以下
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5人以上 8人以下
 - 三 この法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから、理事会において選任した者 4人以上 8人以下
 - 四 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人以上 7人以下
- 2 前項第一号及び第三号に規定する評議員は、この法人の職員又は保護者の地位を退いたときは、評議員の資格を失うものとする。

(評議員会)

第22条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から15日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議長は、理事長をもってあてる。
- 9 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成し、議長及び出席評議員2名が署名捺印し、これを事務所に備えて置かなければならない。

(議 決)

第23条 評議員会の議決は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

2 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。

(諮問事項)

第24条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、不動産の買受に関する事項
- 二 事業計画
- 三 予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄に関する事項
- 四 第39条第1項第二号及び第三号に掲げる事由による解散、並びにこの場合における残余財産の処分に関する事項
- 五 寄附金の募集に関する事項
- 六 この法人の寄附行為の変更

(意見具申)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(任期)

第26条 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまで、なお、その職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。

- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了。
 - 二 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業遂行に必要な経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産

及び積立金から生ずる果実、授業料、保育料、入学金、入園料、検定料、補助金の収入、その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもって支弁する。

（会 計）

第 3 3 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算及び事業計画）

第 3 4 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を得て決定する。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

（決算及び実績の報告）

第 3 5 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長が作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を監事の意見を付して、理事会の承認を得て評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 決算において、剰余金があるときは、その一部又は全部を積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第 3 6 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第 1 5 条第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第 3 7 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 3 8 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第6章 解 散

(解 散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合
 - 三 合併
 - 四 破産
 - 五 所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号に掲げた事由による解散にあつては、所轄庁の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併及び破産による解散を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、理事総数の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属させる。

(合 併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て所轄庁の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、所轄庁の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、所轄庁に届け出なければならない。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第43条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、評議員会の意見を聞いて理事会に推戴する。

3 顧問は、必要に応じてこの法人の業務に関し諮問に応じ、参与は、この法人の業務に協力するものとする。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

一 寄附行為

二 役員及び評議員の名簿及び履歴書

三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、山陽新聞及び本校掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人の設置する学校の管理運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人設立当初の役員は次の通りとし、その任期を昭和26年3月31日とする。

理事長 赤澤 乾一

理 事 田中 文男

理 事 清水 多栄

理 事 原 勝巳

理 事 上代 淑

理事 笠井 経夫
理事 千葉 和助
理事 小川 政雄
監事 星島 義兵衛
監事 林原 一郎

昭和27年 6月20日 改正
昭和32年 6月18日 改正
昭和35年 9月13日 改正
昭和37年 9月25日 改正
昭和44年 2月 8日 改正
昭和47年 1月29日 改正
昭和49年 1月23日 改正

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、所轄庁の認可の日から施行する。
- 2 改正後の寄付行為の施行の日に現に理事（第七条第一項第一号の理事を除く。）
監事及び評議員の職にある者の任期は、昭和62年5月30日までとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和62年12月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成3年2月6日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

（山陽学園短期大学の家政学科の存続に関する経過措置）

山陽学園短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成5年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成6年11月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成8年7月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成11年3月31日文部大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成11年4月1日から施行する。

（山陽学園短期大学の生活学科の存続に関する経過措置）

山陽学園短期大学の生活学科は、改正後の寄附行為第4条2号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

（施行期日）

平成14年10月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成15年4月1日から施行する。

（山陽学園大学の国際文化学部コミュニケーション学科及び比較文化学科存続に関する経過措置）

山陽学園大学の国際文化学部コミュニケーション学科及び比較文化学科は、改正後の寄附行為第4条第一号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（山陽学園短期大学生生活デザイン学科の存続に関する経過措置）

山陽学園短期大学生生活デザイン学科は、改正後の寄附行為第4条第二号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成17年6月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の許可の日（平成20年10月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の許可の日（平成21年1月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年12月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

平成28年1月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成28年4月1日から施行する。

新旧の比較対照表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 山陽学園大学 大学院看護学研究科 <u>総合人間学部 言語文化学科 生活心理学科</u> <u>地域マネジメント学部 地域マネジメント学科</u> <u>看護学部 看護学科</u></p> <p>二 山陽学園短期大学 食物栄養学科 幼児教育学科</p> <p>三 山陽女子高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>四 山陽女子中学校</p> <p>五 山陽学園短期大学附属幼稚園</p> <p><u>附則</u> <u>この審附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成</u> <u>年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 山陽学園大学 大学院看護学研究科 <u>看護学部 看護学科</u> <u>(新設)</u> <u>総合人間学部 言語文化学科 生活心理学科</u></p> <p>二 山陽学園短期大学 食物栄養学科 幼児教育学科</p> <p>三 山陽女子高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>四 山陽女子中学校</p> <p>五 山陽学園短期大学附属幼稚園</p>

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		平成28年度	開設年度の前年度	開設年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合 計
		校 地 (うち造成費)		- 千円 (-)	- 千円 (-)	- 千円 (-)	- 千円 (-)	- 千円 (-)	- 千円 (-)
設置経費	施設	基準内	486	33,750	-	-	-	-	34,236
		基準外	-	-	-	-	-	-	-
	設備	図書	-	4,000	3,000	3,000	-	-	10,000
		教具 校具 備品	-	25,857	-	-	-	-	25,857
	小 計		486	63,607	3,000	3,000	-	-	70,093
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			486	63,607	3,000	3,000	-	-	70,093
既設校から の転共用	施設	基準内	461,205	千円					
		基準外	37,276	千円					
	設備	図書	31,827	千円					
		教具・校具・備品	6,042	千円					

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	70,093千円	平成27年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から平成28年度に486千円(記念館改修工事設計業務)を支出し、その残793,800千円のうち、69,607千円を財源に充当する。
合 計	70,093千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表

科 目 \ 年 度	平成27年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成28年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成29年3月31日)
一 基本財産	5,939,883千円	5,785,384千円	5,785,384千円
二 運用財産	1,530,752千円	1,679,740千円	1,679,740千円
三 負債額	1,227,394千円	1,146,466千円	1,146,466千円
1 固定負債	915,030千円	825,162千円	825,162千円
2 流動負債	312,364千円	321,304千円	321,304千円
四 基本財産+運用財産	7,470,635千円	7,465,124千円	7,465,124千円
五 純資産(四-三)	6,243,241千円	6,318,658千円	6,318,658千円

貸借対照表

平成29年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	6,515,064,363	6,609,563,831	▲ 94,499,468
有形固定資産	5,779,880,599	5,934,380,067	▲ 154,499,468
特定資産	729,680,366	669,680,366	60,000,000
その他の固定資産	5,503,398	5,503,398	0
流動資産	950,059,715	861,071,481	88,988,234
資産の部合計	7,465,124,078	7,470,635,312	▲ 5,511,234
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	825,161,772	915,030,331	▲ 89,868,559
流動負債	321,304,540	312,364,024	8,940,516
負債の部合計	1,146,466,312	1,227,394,355	▲ 80,928,043
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	10,432,723,290	10,354,910,151	77,813,139
第1号基本金	10,255,723,290	10,177,910,151	77,813,139
第4号基本金	177,000,000	177,000,000	0
繰越収支差額	▲ 4,114,065,524	▲ 4,111,669,194	▲ 2,396,330
純資産の部合計	6,318,657,766	6,243,240,957	75,416,809
負債及び純資産の部合計	7,465,124,078	7,470,635,312	▲ 5,511,234

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成29年度 (開設年度の前年度)	淑徳館外壁等補修	鉄筋コンクリート3階建 2,021.28㎡ 防水及び塗装	平成29年4月着工 平成29年5月完成	法人本部専用
	創立110周年記念館2階の改修	鉄筋コンクリート3階建 1,753.73㎡ のうち2階部分888.91㎡	平成29年6月着工 平成29年9月完成予定	地域マネジメント学部地域マネジメント学科専用
	地域マネジメント学部新設に係る図書の購入	図書400冊 学術雑誌14種 視聴覚資料5点	平成30年3月購入予定	地域マネジメント学部地域マネジメント学科専用
	地域マネジメント学部新設に係る教具、校具、備品の購入	教具・校具・備品460点	平成30年3月購入予定	地域マネジメント学部地域マネジメント学科専用
平成30年度	地域マネジメント学部新設に係る図書の購入	図書380冊 学術雑誌14種	平成31年3月購入予定	地域マネジメント学部地域マネジメント学科専用
平成31年度	地域マネジメント学部新設に係る図書の購入	図書370冊 学術雑誌14種	平成32年3月購入予定	地域マネジメント学部地域マネジメント学科専用
平成32年度	該当なし			
平成33年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度 30年度	31年度	32年度	完成年度 33年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		68,500	121,800	172,200	222,900
手数料収入		2,464	2,446	2,729	3,175
寄付金収入		189	346	479	500
補助金収入		50,428	49,607	48,339	45,968
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	1
雑収入		308	573	758	952
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		43,750	47,225	43,475	44,350
その他の収入		4,395	4,411	4,281	4,328
内部資金収入		-13,379	-18,774	-18,774	-9,774
資金収入調整勘定		-29,450	-43,750	-47,225	-43,475
前年度繰越支払資金		0	0	14,094	52,801
収入の部合計		127,205	163,884	220,356	321,726

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度 30年度	31年度	32年度	完成年度 33年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		107,613	111,695	115,901	119,710
教育研究経費支出		12,797	20,589	29,759	37,845
管理経費支出		3,815	8,586	13,355	18,123
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		84	188	293	397
設備関係支出		4,200	4,699	4,198	5,698
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	5,344	5,367	5,244
[予備費]		0	0	0	0
内部資金支出		0	0	0	0
資金支出調整勘定		-1,304	-1,311	-1,318	-1,243
翌年度繰越支払資金		0	14,094	52,801	135,952
支出の部合計		127,205	163,884	220,356	321,726

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度 30年度	31年度	32年度	完成年度 33年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	68,500	121,800	172,200	222,900
		手数料	2,464	2,446	2,729	3,175
		寄付金	189	346	479	500
		経常費等補助金	50,428	49,607	48,339	45,968
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	308	573	758	952
		教育活動収入 計	121,889	174,772	224,505	273,495
	支出	人件費	120,990	112,725	132,256	133,444
		教育研究経費	18,914	26,764	36,066	44,356
		管理経費	4,015	8,791	13,570	18,353
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計		143,919	148,280	181,892	196,153	
教育活動収支差額		-22,030	26,492	42,613	77,342	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	1
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	1
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	1	
経常収支差額		-22,030	26,492	42,613	77,343	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		内部繰入金	-13,379	-18,774	-18,774	-9,774
		特別収入 計	-13,379	-18,774	-18,774	-9,774
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		内部繰出金	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		-13,379	-18,774	-18,774	-9,774	
〔 予備費 〕						
基本金組入前当年度収支差額		-35,409	7,718	23,839	67,569	
基本金組入額合計		-4,284	-4,887	-4,491	-6,095	
当年度収支差額		-39,693	2,831	19,348	61,474	
前年度繰越収支差額		-29,450	-69,143	-66,312	-46,964	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-69,143	-66,312	-46,964	14,510	

(参考)

事業活動収入 計	108,510	155,998	205,731	263,722
事業活動支出 計	143,919	148,280	181,892	196,153